



## プラスチック浴そうふたの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 50 産第 2620 号 昭和 50 年 4 月 18 日

通商産業大臣改正承認 56 産第 301 号 昭和 56 年 2 月 27 日

財団法人製品安全協会改正・17 安全業G第 159 号 2007 年 2 月 26 日

# プラスチック浴そうふたの認定基準及び基準確認方法

## Approval Standard and Standard Confirmation Method for Plastic Cover for Bathtub

### 1. 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成された浴そうふたの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。ここでいう安全性品質とは、浴そうふたの使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

### 2. 適用範囲

この基準は、主として一般家庭で使用するプラスチック製及びプラスチックを表材又は芯材として使用した浴そうふた(以下、「浴そうふた」という。)について適用する。

### 3. 形式分類

浴そうふたの形式は、次のとおりとする。

#### (1) 浴そうを覆う板の枚数による分類

一枚ふた：一枚のふたで浴そう全体を覆うもの

組合せふた：二枚以上に分離したふたを組合せて浴そう全体を覆うもの

#### (2) 形状による分類

A形：折り畳みや巻き取りができないもの

B形：折り畳み又は巻き取りができるものであって、隣接する心材中央間の距離が100mm以上の心材を連結したもの

C形：折り畳み又は巻き取りができるものであって、隣接する心材中央間の距離が100mm未満の心材を連結したもの

### 4. 用語の定義

特定ふた：特定の銘柄、型番等の浴そう(以下「特定浴そう」という。)に対応するふたであって、次のいずれか一つ又は複数に該当するもの

一 ふたの周辺が浴そうの縁にはまり込むなどして、水平方向に力を加えても容易に外れないような構造を有するふた

二 当該対応する特定浴そうの縁周囲の床面からの高さの高低差が10mm以上であるもの

三 5.安全性品質 4.すべり抵抗 Aの基準確認方法の実施が困難であると認められるもの

### 5. 安全性品質

浴そうふたの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観	1. 浴そうふたには、使用上支	1. 目視及び触感により確認すること。

<p>2. 被覆材の透水性</p> <p>3. 曲げたわみ等</p>	<p>障のあるそり、ねじれ、おうとつ(凹凸)、ひび割れ、傷、ばり等がないこと。また、端部が鋭利でないこと。</p> <p>2. 表面を被覆した浴そうふた（心材に木材又は木質材を使用したものに限る。）は、内部に透水しないこと。</p> <p>3. (1)浴そうふたの曲げたわみ量は、幅方向のスパンに対して10%以下であり、かつ、たわみ量を計測した後浴そうふた各部に破れ、割れ、欠け等が生じないこと。</p>	<p>2. 浴そうふた全体を水中に24時間浸せきした後、被覆表面を切り開き、目視及び触感により確認すること。</p> <p>3. (1) 浴そうふたの幅及び長さ（長方形以外の形状の浴そうふたにあつては、最大幅及び/又は最大長さをいう。以下同様。）の大きさに固定した直径40mm±2mmの金属棒又は金属管（以下「試験用金属棒等」という。）を水温75±3の湯をはった浴そうの上容易に動かないように固定する。</p> <p>次に、浴そうふたを当該試験用金属棒等の上に静置した状態で1時間加熱した後、浴そうふた中央に、直径100mmの木製載荷板及び重すい（木製載荷板及び重すいの合計質量は30kgのものとする。）を載せる。</p> <p>この状態で木製載荷板及び重すいを載せる前と3分間経過後の力を加えた位置におけるたわみの差をスケール等を用いて計測し確認すること。</p> <p>次に各部を観察し、破れ、割れ、欠け等がないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、組合せふたにあつては、すべての板について計測し確認すること。</p> <p>ただし、特定ふたにあつては、試験用金属棒等を固定した浴そうに代えて当該特定浴そうを用いることができる。</p>
------------------------------------	--	---

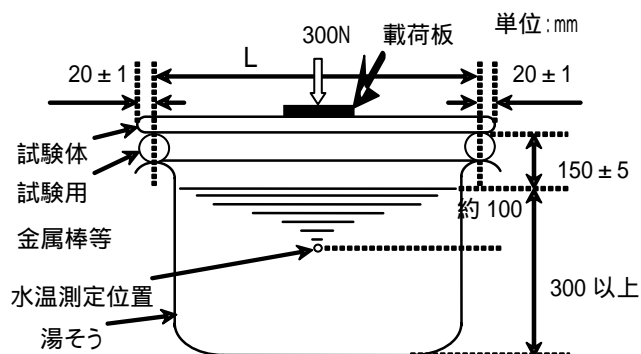


図1 曲げたわみ試験

(2) B形及びC形の心材を連結する箇所に300Nの力を加えたとき、浴そうふた心材の折れ及び各部に異状がないこと。

ただし、被覆連結したものであっても、隣接する心材端部間の寸法が20mm以下のものは本規定を適用しない。

(2) 試験用金属棒等を水温  $75 \pm 3$  の湯をはった浴そうの上に容易に動かないよう固定する。

次に、浴そうふたを当該試験用金属棒等の上に静置した状態で1時間加熱した後、浴そうふた中央部付近2枚の心材間に図3に示す加圧治具を用いて300Nの力を1分間加える。(図2)次に心材及び各部を観察し、折れ又はシートの切断、接着部のはく離及び心材の座屈がないことを目視及び触感により確認すること。ただし、特定ふたにあっては、試験用金属棒等を固定した浴そうに代えて当該特定浴そうを用いることができる。

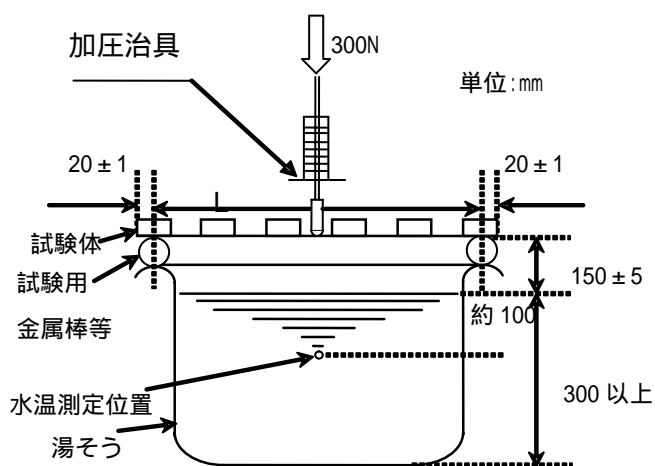


図2 心材連結部の強度試験

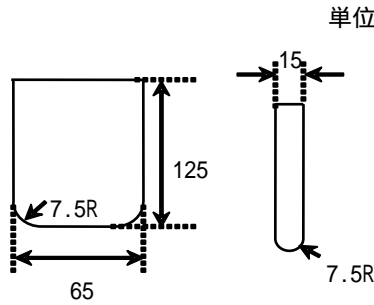
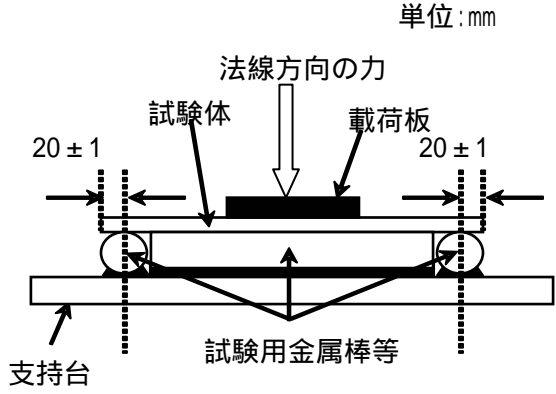
<p>4. すべり抵抗</p>	<p>4. 浴そうふたのすべり抵抗値は、150N 以上であること。</p>	<p style="text-align: right;">単位 : mm</p>  <p style="text-align: center;">図3 加圧治具</p> <p>4. すべり抵抗値の試験は、A の方法により行うこと。ただし、特定ふた（ふたの周辺が浴そうの縁にはまり込むなどして、水平方向に力を加えても容易に外れないような構造を有するふたを除く。）であって A の実施が困難であると認められる箇所があるものにあつては、当該箇所の試験を B の方法に代えることができるものとする。</p> <p>A 全形試験のみ</p> <p>浴そうふたの幅及び長さの大きさに固定した試験用金属棒等を容易に動かないよう固定する。</p> <p>次に、浴そうふたを当該試験用金属棒等の上に静置した状態で表 1 及び表 2 に示す位置に直径約 100 mm の木製載荷板を介して、質量 15kg の重すいを載せることにより、法線方向の力を加える（図 4）。</p> <p>この状態を維持しながら幅方向及び長さ方向に力を加え移動中の力を確認すること。</p> <p>ただし、特定ふたにあつては、試験用金属棒等に代えて当該特定浴そうに代えることができる。</p>
-----------------	---------------------------------------	---

表1 重すいを載せる位置（幅方向の計測時）

種類		幅方向	長さ方向
一枚ふた	A形	中央	中央
	B形		各心材の中央
	C形		100mm 毎
組合せふた	A形		各板の中央
	B形		各心材の中央
	C形		100mm 毎

表2 重すいを載せる位置（長さ方向の計測時）

種類		幅方向	長さ方向
一枚ふた	A形	中央	中央
	B形		力を加える位置から100mm に最も近い各心材の中央
	C形		試験体の端部 (ここでいう端部とは、浴そうの縁にかかる可能性がある端部とする。)
組合せふた	A形		各板の中央
	B形		力を加える位置から100mm に最も近い各心材の中央
	C形		試験体の端部 (ここでいう端部とは、浴そうの縁にかかる可能性がある端部とする。)

		<p style="text-align: right;">単位: mm</p>  <p style="text-align: center;">図4 すべり抵抗試験</p> <p>B 全形試験と試験片試験の組合せ</p> <p>A の方法で抵抗値を確認した箇所から十分な大きさの滑り止めを有する適当な大きさの試験片を切り出す。</p> <p>次に、平滑で十分な厚みのある平滑なステンレス鋼板にその試験片を滑り止めが施されている面がステンレス鋼板に接する面側にして置き、その上に試験片と同じ大きさの載荷板を介して重すいを静置する。次に、試験片に伸びの少ない鋼製ワイヤを確実に固定し、滑車を介してほぼ一定速度で徐々に水平に引っ張り、滑り出した際の力(「f1」という。)を記録する。</p> <p>次に、A の方法で抵抗値の確認が困難と認められる箇所から同様に試験片を切り出し、その試験片についても滑り出した際の力(「f2」という。)を記録する。</p> <p>このとき、f2 の大きさは f1 に 0.95 を乗じた値よりも大きな値であることを確認すること。</p> <p>5. 落下衝撃</p> <p>5. 浴そうふたを、500 mm の高さからモルタル塗り床上に連続して 20 回落下させたとき、傷害を与えるおそれのある破れ、割れ、欠け</p> <p>5. 浴そうふたを 3 ± 2 の大気中又は水中に 1 時間以上放置した後、直ちに図 5 に示すように一端から 50 mm の点を支持し、他端を 500 mm の高さから平滑なモルタル塗り床上に連続 20 回落下させる。</p>
--	--	---

	<p>等が生じないこと。</p>	<p>次に各部を観察し、破れ、割れ、欠け等を認める箇所について直径 <math>6.0\text{mm} \pm 0.05\text{mm}</math> の金属製丸棒に厚さ <math>0.085\text{mm} \pm 0.005\text{mm}</math> の新聞巻取紙を6回堅く巻き付けたものを約 10N の力で押しずらし、当該新聞巻取紙が切れていないことを目視により確認すること。</p> <p>なお、折り畳みふた及びシャッターふたは、折り畳み又は固く巻きとった状態で行うこと。ただし、組合せふたは、各板を用いて行う。</p>
<p>6. 耐熱性</p>	<p>6. 浴そうふたを、水温 <math>75 \pm 3</math> に調節した湯そうの上に乗せ、3 時間加熱した後、取り外して 1 時間以上放置する。この操作を 1 回として 6 回繰り返したとき、使用上支障のあるそり、ひび割れ、はく離、変形、変色等が生じないこと。</p>	<p>6. 浴そうふたを図 6 に示すように幅方向の内のり寸法が、500 mm 以上の湯そうの上に乗せ、湯そうの水温を常時 <math>75 \pm 3</math> に調節しながら 3 時間加熱した後、取り外して 1 時間以上放置する。この操作を 1 回として 6 回繰り返した後、外観を確認すること。</p> <p>ただし、特定ふたにあつては、試験用金属棒等を固定した浴そうに代えて当該特定浴そうを用いることができる。なお、加熱面は各回とも同一面とする。</p>

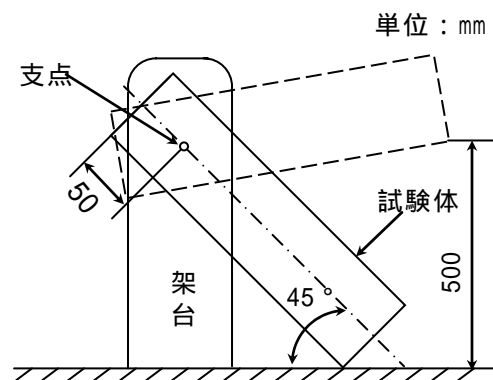
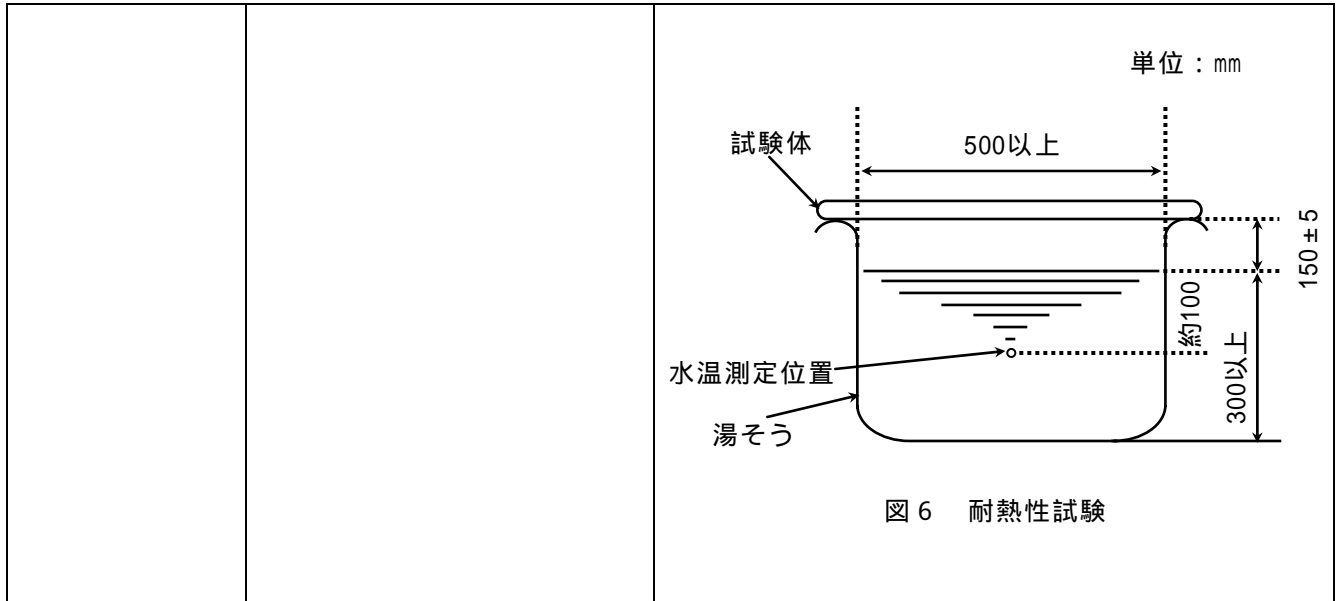


図 5 落下衝撃試験





6. 表示及び取扱説明書

浴そうふたの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(3)については、一般消費者が容易に理解できるものであること。</p> <p>なお、(3)(c)にあっては特定ふたの場合に限り適用する。</p> <p>(1)申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)使用上の注意事項</p> <p>(a)手をついたり、乗ったりしないこと。</p> <p>(b)火のそばに置かないこと。</p> <p>(c)対応する浴そうのみに使用すること。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、(3)については他の記載内容と区別できる措置が施されているものであることを確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の事項を記載した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、(1)については、一般消費者が購入時に容易に確認することができるよう梱包や包装外表面から見やすい箇所に記載すること。</p> <p>なお、(2)については、取</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や目立つ色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであること。(4)の事項については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>扱説明書の見やすい箇所に示すこと。(4)の各事項については、安全警告標識を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>ただし、(3)については使用上の注意事項をラベル等を貼付することにより表示しているものに限る。</p> <p>(1) 選択上の注意</p> <p>(a) 一般消費者が浴そうふたを選定する際には使用する浴そうの縁に十分かかる大きさのものを選定する旨(特定ふた以外のものに限る。)</p> <p>(b) 特定浴そうの銘柄名、型番等(特定ふたに限る。)</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(3) 使用上の注意事項が記載されたラベルやSGラベルを剥がさないこと。</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ふたがずれたり、たわんだりして浴そう内に転落することがあるので、手をついたり、乗ったりしないこと。</p> <p>(b) ふたが変形したり、強度を低下させる恐れがあるので、火のそばに置かな</p>	
--	---	--

	<p>いこと。</p> <p>(c) ふたが変形したり、強度を低下させる恐れがあるので、ふたで湯をかき回したり、すのこ代わりに使用しないこと。</p> <p>(d)湯を沸かし過ぎると温度によってふたが変形することがあるので、注意すること。</p> <p>(e)ふたがずれて、隙間が開くと、乳幼児や高齢者が転落することがあるので、特に注意すること。</p> <p>(5)組立式のものにあつては、組立ての要領及び組立上の注意</p> <p>(6)保守、点検方法</p> <p>(7) S G マーク制度は、浴そうふたの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(8) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所又は電話番号</p>	
--	---	--